

第 27 回 千代田区住居表示審議会 資料

目次

住居表示審議会について……………	1
議題……………	4
神田冠称に関するこれまでの経過……………	7
神田冠称を実施した場合の影響……………	17

千代田区コミュニティ振興課

平成 25 年 11 月 25 日

住居表示審議会について

住居表示審議会とは

- ・ 千代田区における住居表示に関する法律に基づく制度の実施について必要な事項について審議する会議体
- ・ 昭和38年8月12日～昭和54年6月11日にかけて、計26回開催
- ・ その結果、千代田区においては、現在74.05%の地域で住居表示が実施済み

関連法令：地方自治法

住居表示に関する法律

千代田区住居表示審議会条例・施行規則

参考資料集 38頁

◆住居表示審議会補足

(1) 委員構成

区議会議員	3名
教育委員会委員長	1名
選挙管理委員会委員長	1名
各地区連合町会長	8名
千代田区商店街連合会長	1名
千代田区婦人団体協議会委員	2名
副区長	1名
麹町/神田警察署長	1名
麹町/神田消防署長	1名
日本郵便株式会社麹町/神田郵便局長	1名
計 20 名	

◆住居表示とは

(1) 概要

住居表示とは、住居表示に関する法律に基づく住所の表記方法で、従前の地番（土地につける番号）とは異なり、あらかじめ定めた基準に基づき建物の出入り口の位置により番号を決定するもの。

(2) 目的

順序良く番号を付け住所をわかりやすく表記し、郵便配達作業等を円滑に行えるようにするなど市民生活の便宜を向上させ、もって公共の福祉の増進に資すること。

なぜ住居表示審議会を開催するか

- 「三崎町及び猿楽町の神田冠称」は、住居表示の実施でなく、町名変更であるため住居表示審議会における決議を必ずしも必要としているわけではない。
- しかし、多数の区民等に影響を与える事項であるため、慎重な議論が必要

当審議会に対し、「三崎町及び猿楽町の神田冠称」に対する意見を求め、区としての判断の一助としていく。

◆千代田区の町名一覧

旧麹町区

い	飯田橋 一番町
う	内幸町
お	大手町
か	霞が関
き	紀尾井町 北の丸公園
く	九段北 九段南
こ	皇居外苑 麴町 五番町

さ	三番町
ち	千代田
な	永田町
に	二番町
は	隼町
ひ	日比谷公園 平河町
ふ	富士見
ま	丸の内
ゆ	有楽町
よ	四番町
ろ	六番町

旧神田区

い	岩本町
う	内神田
	鍛冶町
	神田相生町
	神田淡路町
	神田和泉町
	神田岩本町
	神田小川町
か	神田鍛冶町
	神田北乗物町
	神田紺屋町
	神田佐久間町
	神田佐久間河岸
	神田神保町
	神田須田町
	神田駿河台
	神田多町

	神田司町
	神田富山町
	神田錦町
	神田西福田町
	神田練塀町
か	神田花岡町
	神田東紺屋町
	神田東松下町
	神田平河町
	神田松永町
	神田美倉町
	神田美土代町
さ	猿楽町
そ	外神田
に	西神田
ひ	東神田 一ツ橋
み	三崎町

※網掛けは住居表示未実施地区

【参考 住所の表記例】

住居表示実施地区 → 千代田区 ○○町 一丁目 2番 3号

住居表示未実施地区 → 千代田区 ○○町 一丁目 2番地

議題

議題

三崎町及び猿楽町に神田の冠称を付けることの是非について



神田冠称実施について賛成・反対それぞれの要望書・陳情書が提出されていること等、これまでの経過などを踏まえた慎重な審議が必要

◆神田冠称を実施した場合の住所の表記方法

(1) 住居表示

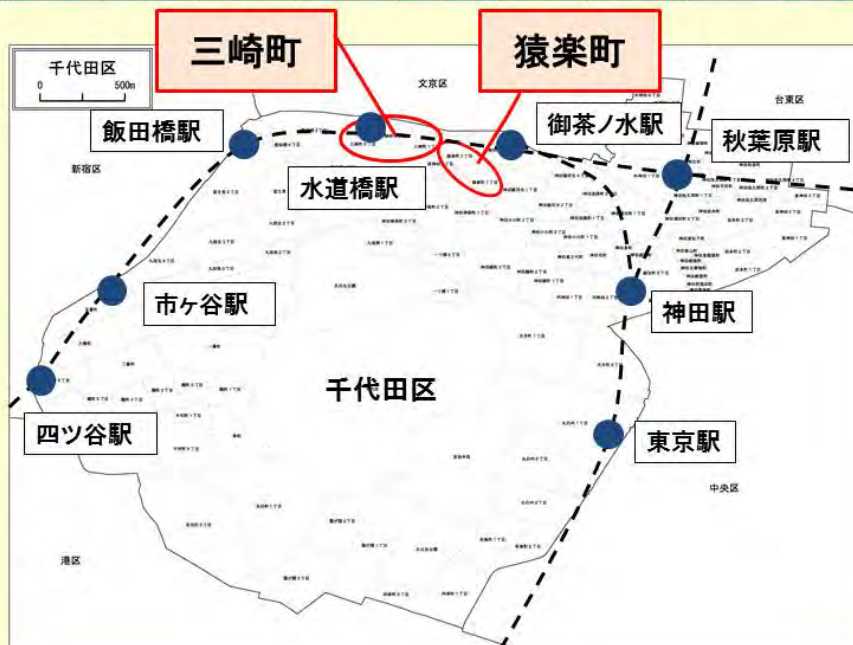
現状	実施した場合
東京都千代田区 三崎町一丁目 1 番 1 号	東京都千代田区 <u>神田</u> 三崎町一丁目 1 番 1 号
東京都千代田区 猿楽町一丁目 1 番 1 号	東京都千代田区 <u>神田</u> 猿楽町一丁目 1 番 1 号

(2) 地番

現状	実施した場合
東京都千代田区 三崎町一丁目 1 番地	東京都千代田区 <u>神田</u> 三崎町一丁目 1 番地
東京都千代田区 猿楽町一丁目 1 番地	東京都千代田区 <u>神田</u> 猿楽町一丁目 1 番地

※郵便番号は、丁目を除いた町名を基本として設置されるため、両地域に関して郵便番号の変更はない。

対象地域



対象者数

◆人口及び世帯数

項目	人口	世帯数
三崎町	929人	517世帯
猿楽町	734人	424世帯
合計	1663人	941世帯



※平成25年11月1日住民基本台帳統計調べ

◆事業所数等

項目	事業所	学校法人	宗教法人	NPO法人	政治団体	医療法人
三崎町	939事業所	2法人	2法人	20法人	6団体	—
猿楽町	267事業所	1法人	—	12法人	1団体	1法人
合計	1206事業所	3法人	2法人	32法人	7団体	1法人

※平成24年2月1日経済センサス・平成25年4月11日文部科学省HP・平成25年8月31日東京都HP・平成22年度宗教年鑑等調べ

神田冠称に関するこれまでの経過

神田冠称に関するこれまでの経過

時期	事項	町名変遷
M5	町名起立（すべての土地に町名・地番が充当）	三崎町一～三丁目 猿楽町一～三丁目 裏猿楽町
M11. 11	神田区・麴町区の発足	↓
S 8～9	震災復興としての区画整理の実施	三崎町一～二丁目 猿楽町一～二丁目
S 22	神田区・麴町区が統合し、千代田区発足	神田三崎町一～二丁目 神田猿楽町一～二丁目
S 39～ 43	住居表示審議会において「住居表示実施時の神田冠称の不採用」の決定	約20年間
S 42	神田三崎町の住居表示実施	
S 44	神田猿楽町の住居表示実施	

神田冠称に関するこれまでの経過

時期	事項	町名変遷
H16. 11	神保町地区町会連合会会長より、神田冠称の復活を求める要望書及び署名の提出	署名 1,099筆
H19. 8	住居表示検討懇談会より中間答申提出	
H19. 12	神田冠称に反対する住民・事業所の方から、神田冠称に反対する署名の提出	署名 1,481筆
H22	地域内主要事業所意向調査実施	約45年間
H23. 10	地域懇談会を開催し地域の意見聴取	
H24. 2	神田冠称に関する住民意向調査実施	
H25. 4	「猿楽町・三崎町」町名変更反対の会より、神田冠称に反対する陳情の提出	署名 5,603筆※
H25. 10	三崎町一丁目町会長他より、神田冠称復活を求める要望書の提出	

※平成25年11月5日現在の累計署名数

参考資料集 2頁

住居表示審議会における決定

過去、住居表示審議会において、下記の内容の決定をしている。

- ・ 昭和39年6月 (第5回) 神田〇〇町は不採用とする
- ・ 昭和40年11月 (第9回) 神田 〇〇丁目は不採用とする
- ・ 昭和41年8月 (第11回) 「神田冠称」不採用を再確認
- ・ 昭和43年8月 (第17回) 「神田冠称」不採用を再々確認

「神田〇〇町」や「神田 〇〇丁目」等の神田の冠称については、住居表示を実施する際には不採用とする。

◆議事詳細

回数	開催日	該当議事
第5回	昭和39年 6月5日	委：審議会の初めの会合には、神田をなるべく除くということで話しを進めた記憶をもっておりますが、…。 委：現在の神田…町というような呼称はさけるということで出発したもの 区：そのとおりでございます。神田…町、港区芝…町というように、神田、芝をさけるということ
第9回	昭和40年 11月22日	委：神田駅東地区では、町名を神田とすることを考えているが、神田駅の西側になる神田公園地区も神田という名称を考えており、合体は無理とし、双方とのその案を取り下げることとした。ほかのところに神田という町名がでたらということが懸念されるが、道義的な立場に立っていただきたい。 長：審議会の方針をということですので、神田〇丁目という名称は、付けないという方針で、制約を加えたということになるが、地元各連合町会長のご協力を得つつそのように決めたい。 委：全員、異議なしで決定

回数	開催日	該当議事
第11回	昭和41年 8月29日	委：お互いに「神田」はつけないようにと第9回で申し合わせになっていた筈ですので、この点も再確認の上決定していただきたい。 委：「神田」の名称問題について、第9回の審議会で、いい名前であるので、どの地区でも希望しているから、この際「神田」という名称は、採用しないということをおねがいましたもので、それではということで申し合わせをした筈です。 委：後々のためもあるので、当審議会で是非不採用と決めていただきたい。 長：二、三の委員さんから「神田」の名称が出されましたが、このことにつきましては、すでに第9回の審議会で、つけないと打ち出し、全体的な立場の上で、調整し申し合わせたものですので、改めてご確認願いたい。 委：全員、拍手により「神田」不採用を確認
第17回	昭和43年 8月15日	長：「神田」という名称についておはかりしたいと思います。未だ、「神田」を希望する町会が多分にあるときいておりますが、これは、やはり付けないということで、再々確認したい。住居表示の主旨からいって、不適當であるということで、かつて、申し合わせた結果、取り下げたこともございます。 委：この問題は、非常にむずかしいと思います。従来ですと、例えば「神田三崎町」というように、「神田」という名称が町名の前についていた訳ですが、これを今後は一切、町名に付さないことに決定した訳であり、将来事情が変わったとしても、これを了解して実施した前の町会が納得しないので、この線はくずさないということで行きましょう。 委：「神田」という名称は、使用しないということに決まっております。今更、これを提案するような愚はさけるべきで、審議会の決定等は、一度決定されれば、尊重されるべきです。 長：当委員会としては、「神田」という名称については、従来決定通りということで行きたいと思っておりますが、いかがでしょうか。 委：もちろん、それでよいの声、全員よりあり。

※委＝千代田区住居表示審議会委員

区＝千代田区事務局

長＝千代田区住居表示審議会会長

住居表示検討懇談会 中間答申

千代田区の住居表示について(中間答申)【要旨】

- ・ 「町会が主体的に署名活動を行い、多数の住民の合意が得られていること、町名の変更のみのため社会的混乱が少ないこと等から神田冠称実施に向けて取り組むことが望ましい。」
- ・ 「但し、町名変更により経費負担等が伴う企業の理解を得ること及び他の地域住民の感情に配慮することが肝要。」

参考資料集 6頁

◆住居表示検討懇談会概要

(1) 開催目的

住居表示、旧町名復活などの課題について意見交換や課題の整理を行う。

(2) 開催日時

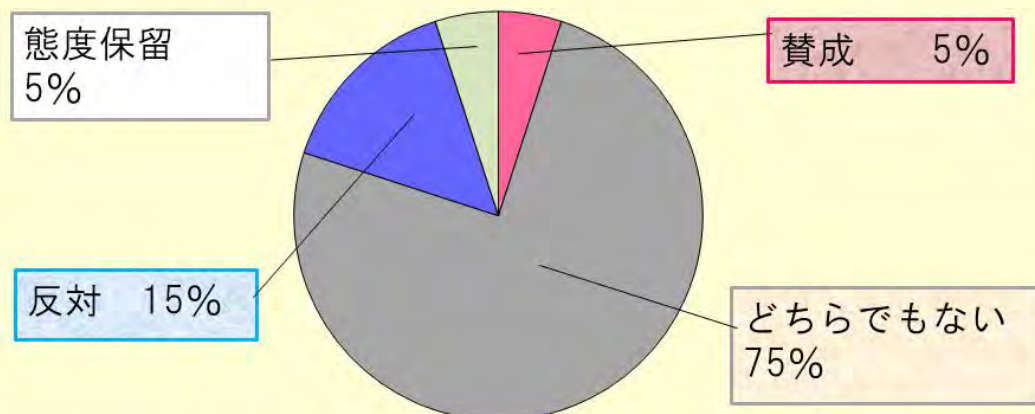
- ・ 第1回 平成18年3月15日 午後2時～
- ・ 第2回 平成18年8月9日 午前10時～
- ・ 第3回 平成19年6月26日 午前10時～
- ・ 第4回 平成19年8月1日 午後1時～

(3) 出席者

学識経験者 2名
連合町会長協議会長、連合町会長 3名
婦人団体協議会委員 2名
事業所代表 2名
郵政公社 1名
計10名

地域内主要事業所意向調査

問 神田冠称の実施についてあなたはどのようなご意見をお持ちですか。



※調査対象:三崎町・猿楽町の20事業所

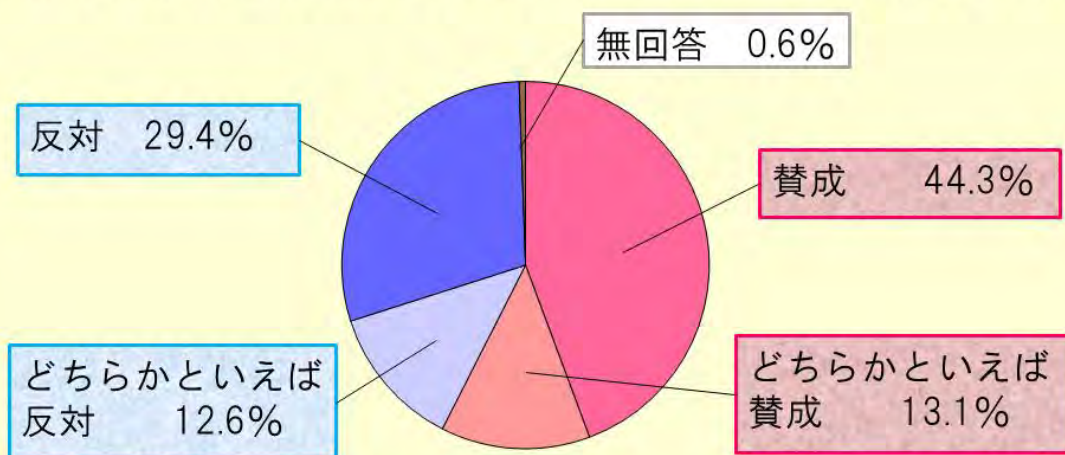
◆実施概要

- (1) 調査対象
三崎町・猿楽町の20事業所
- (2) 調査期間
平成22年9月～11月
- (3) 調査方法
区職員が個別訪問し意見聴取

神田冠称に関するこれまでの経過

三崎町・猿楽町の神田冠称 平成24年2月 に関する住民意向調査

問3 神田冠称の実施についてあなたはどのようなご意見をお持ちですか。



※調査対象:20歳以上の三崎町・猿楽町の住民

◆実施概要

(1) 調査対象

三崎町・猿楽町に居住する 20 歳以上の者 1,378 人

(2) 調査期間

平成 24 年 2 月 15 日～2 月 27 日

(3) 調査方法

株式会社エスピー研による郵送配付・郵送回収

神田冠称に関するこれまでの経過

三崎町・猿楽町の神田冠称 平成24年2月 に関する住民意向調査

問4 神田冠称について、ご意見があれば自由にお書きください。

《賛成意見》

- ・「歴史的に由緒ある地名であり後世に残したい」
- ・「渋谷区の猿楽町との違いが明確になる」
- ・「区として統一性がある方が良い」
- ・「『神田っ子』という言葉葉を復活させたい」

《反対意見》

- ・「今までで充分愛着が湧く」
- ・「書類など手続きにコストが増える、面倒」
- ・「歴史的意味や経緯の根拠に欠ける」
- ・「神田は下町のイメージが強く地価が下がる」

※調査対象:20歳以上の三崎町・猿楽町の住民

参考資料集 10頁

(4) 調査結果

(単位 人)

区分		住民基本台帳 (H23. 4.1)		住民意向調査結果(24.2)														
				実施母数			賛成				反対							
		世帯数	人口	送付数	回収数	回収率	計	賛成	どちらかとい えば賛成	計	反対	どちらかとい えば反対						
住 民	三崎町	428世帯	804	736	394	53.5%	243	61.7%	187	47.5%	56	14.2%	150	38.1%	105	26.6%	45	11.4%
	猿楽町	410世帯	725	642	321	50.0%	168	52.3%	130	40.5%	38	11.8%	150	46.7%	105	32.7%	45	14.0%
	計	838世帯	1,529	1,378	715	51.9%	411	57.5%	317	44.3%	94	13.1%	300	42.0%	210	29.4%	90	12.6%
	千代田区計	27,055世帯	48,631	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

神田冠称に反対する陳情・署名

三崎町並びに猿楽町への神田冠称復活に反対し、区の慎重な対応等を求める陳情【要旨】

- 「区は平成24年2月に在住区民のみを対象とした意向調査を行っているが、街は自然人のみでなく法人等によっても構成されているのだから、在住区民のみでなく事業所等も含めた広範で精緻な意向調査を実施すべき。」
- 「町名が変更された場合の経済的負担や社会的影響は甚大であり、より詳細な分析と周知が必要。」

陳情者：「猿楽町・三崎町」町名変更反対の会
 受理日：平成25年4月30日
 署名数：平成25年11月5日現在 5,603筆

参考資料集 22頁

陳情書

平成25年4月30日

千代田区議会議員
 小林 やすお

件名
 三崎町並びに猿楽町への神田冠称復活に反対し、区の慎重な対応等を求める陳情

陳情者 氏名 住所 電話番号
 猿楽町・三崎町 町名変更反対の会
 代表 印(他 523 名)

25.4.30

趣旨
 区議会の皆さまにおかれましては、日頃より公平公正な区政運営のためにご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
 さて、一部住民から三崎町並びに猿楽町の住居表示に神田冠称を復活させる要望が出ていたことは既にご案内のことと思います。区はこのことに関し、平成24年2月、三崎町・猿楽町に居住する20歳以上の区民を対象に意向調査を実施しました。
 この調査内容及び調査結果には、次のような問題点があります。
 (1) 街は自然人だけでなく法人も含めた多様な者によって構成され、活気や賑わいが創出されているにも関わらず、意向調査は在住区民(自然人)だけを対象に実施された。
 (2) 意向調査の回収率は、僅か51.9%であり、48.1%の方は回答していない。区は議会でも「未回答の方は中間的な意見を持つ

者(ニュートラル)と考えている。」と答弁しているが、回答者は居住年数20年以上の者が67.5%と多数を占める一方、居住年数20年未満の者の神田冠称復活への賛成割合は居住年数20年以上の者と比較し低減していることを勘案すると、未回答者の中には反対意見を持つ者が相当数いることが推定される。
 (3) 町名(住所)は、そこに暮らし働く自然人や法人にとって、自身を特定する重要な要件であり、万一変更された場合には、様々な影響が生じる。区は「町名変更による区民・事業所への影響」という点で、町名変更で一般的に必要な手続きを示し、意向調査の中では「神田冠称を復活した場合に必要な届出や手続きの認知度」のみを尋ねているが、町名が変更された場合の経済的負担や社会的影響は甚大であり、より詳細な分析と周知が必要である。

よって、我々は三崎町並びに猿楽町への神田冠称復活に反対し、区の慎重な対応を求めます。また、万一復活を検討する場合には、より広範で精緻な意向調査を再度実施することを求めます。以上、議会におかれましては我々の思いが実現されますようご助力いただきたくここに陳情いたします。

神田冠称に賛成する要望書

「神田冠称復活」の早期実現を求める要望書【要旨】

- 「『神田』は私たちにとって価値のあるブランドであり、冠称の実現によってまちに元気が出るものと確信している。」
- 「神田冠称にかかる条例議案を早期に議会に提案することを求める。」

要望者：三崎町一丁目町会長 他2名
賛同者：神保町一丁目町会長 他8名
受理日：平成25年10月17日

参考資料集 24頁

「神田冠称復活」の早期実現を求める要望書

石川区長におかれましては、日頃より街づくり、区民福祉の充実などにご尽力をいただき、謝意を表する所です。

この度、2020年オリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決定しました。誠に喜ばしいことで、あらゆる分野に良い影響がもたらされることが期待されます。

さて、三崎町一丁目町会、三崎町町会、猿楽町町会を含む神保町地区町会連合会は、平成16年11月5日、吉川良昭会長で「三崎町並びに猿楽町の住居表示における神田冠称復活に関する要望書」を区長に提出いたしました。（資料1）

これを受けて区は「住居表示検討懇談会」を設置しました。その結果、神田冠称については「実施に向けて取り組むことが望ましい」との中間答申が区長に提出されました。

この間、三崎町町会と猿楽町町会が平成19年8月、町会名に神田を冠する町会名の変更を行いました。

平成19年10月、三町会が町会町名で「町名変更にご理解、ご協力をお願いします～神田冠称の復活について～」という



未加入を問わず、住民、企業
このような流れの中で同年12
から「住所変更反対の署名」
た。そのため三町会が平成20
をお願いするチラシを配布し
際、三町会役員と反対の方
がわりましたが、議論は平行線

に、町名に神田がつくとマン
ションの資産価値が下がる、下町の印象が薄れ、経費負担が
かり手続きが煩わしいということです。 私たちにとって
これら反対の意見は残念ですが、行政で解決できる課題でも
あると考えます。 この間、区議会においても真摯に議論を
頂いていることも伺っています。

「飲みねえ飲みねえ すし食いねえ 江戸っ子だっ
え 神田の生まれよ」 浪曲で有名な一節です。 皇居を抱え
政治、経済の中心地で「教育と文化のまち千代田」に私たち
は誇りを持つと共に、自分たちの住む町に愛着を感じていま

す。 まちは愛護もしておりそれぞれ独自に息づいていま
す。合理性だけでは片付けられない特色、風土があります。
私たちは、祭事や催し事を通して先人たちからの意志
を引き継ぎ、歴史や伝統を大事にし、まちの活性化に努めて
います。

また、「神田」は私たちにとって価値あるブランド名です
し、冠称の実現によって、まちに元気が出るものと確信しま
す。 あれから9年、当時の署名活動に携わった方々の中
には、鬼籍に入った方々が多くおられます。私たちはもう持ち
きれません。

におかれましては、神田冠称にかかる条例議案を一
く議会に提案していただきますよう、切にお願ひ申
します。

平成25年10月17日

千代田区長 石川 雅巳 殿

長
初実現を求める要望書に賛同した
長
町会長

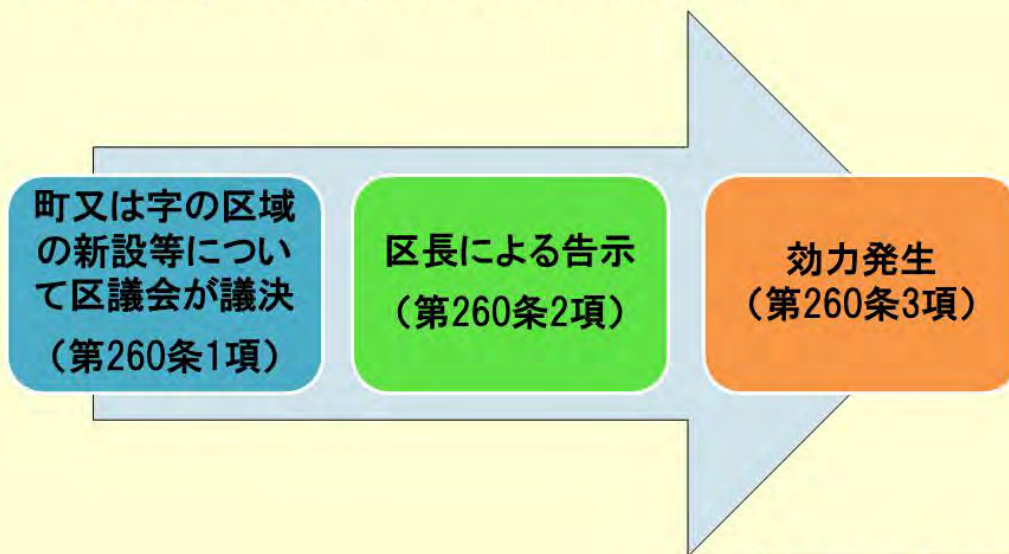
北神町会長
神保町三丁目町会長
西神町町会長
西神田三丁目町会長
一神町会長
駿河台西町会長

神田

神田冠称を実施した場合の影響

町名変更する場合の法定手続き

地方自治法第260条に則った手続きとなる。



参考資料集 38頁

◆地方自治法第260条（昭和22年4月17日制定）

（市町村内の町又は字の区域）

第二百六十条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

（平成23年8月30日改正）

神田冠称を実施した場合の影響(区民)

《抜粋》

手続きが不要なもの

- ・ 戸籍
- ・ 住民票
- ・ 印鑑登録証
- ・ パスポート
- ・ 国民年金
- ・ 厚生年金
- ・ 国民健康被保険者証
- ・ 電気、水道 等

手続きが必要なもの

- ・ 自動車運転免許証
- ・ 共済年金
- ・ 健康保険証（協会けんぽ）
- ・ 精神障害者保健福祉手帳
- ・ 電話会社との契約
- ・ インターネットプロバイダ
- ・ 銀行、保険等
- ・ クレジットカード 等



11月25日現在 他46手続(主要なもの)

◆手続きが必要なものの詳細（区民）

項目	手続の有無	費用	期限	必要書類
1. 自動車運転免許証	○	¥0 (住民票代は別途)	すみやかに	《必要書類》 ・ 新住所を確認できる書類等 ・ 運転免許証記載事項変更届 ・ 印鑑
2. 共済年金	○	¥0	すみやかに	《必要書類》 ・ 住所変更届等
3. 健康保険証 (協会けんぽ任意継続加入の方)	○	¥0	変更事由発生から5日以内	《必要書類》 ・ 任意継続被保険者住所変更（訂正）届 ※保険証は各自手書で修正
4. 精神障害者保健福祉手帳	○	¥0	すみやかに	《必要書類》 ・ 変更届出書
5. 固定電話契約(NTT以外) 各種携帯電話契約	○	※	すみやかに	《必要書類》 電話会社による
6. インターネットプロバイダ等	○	※	すみやかに	《必要書類》 インターネットプロバイダ会社による
7. 銀行口座等	○	※	すみやかに	《必要書類》 金融機関による
8. 保険各種 (生命・火災等)	○	※	すみやかに	《必要書類》 保険会社による
9. クレジットカード	○	※	すみやかに	《必要書類》 カード会社による

※詳細は各関係機関に問い合わせが必要

神田冠称を実施した場合の影響(企業)

《抜粋》

手続きが不要なもの

- ・ 宅地建物取引業者免許
- ・ 診療所許認可等
- ・ 風俗営業届出
- ・ 毒物劇物販売業の登録 等



手続きが必要なもの

- ・ 不動産の権利に関する登記
- ・ 商業登記
- ・ 雇用保険関係
- ・ 商工融資
- ・ 水道法関係許認可
- ・ 株式上場関係 等

11月25日現在 他47手続(主要なもの)

参考資料集 31頁

◆手続きが必要なものの詳細 (企業)

項目	手続の有無	費用	期限	必要書類
1. 不動産の権利に関する登記	△※ ¹	¥0※ ²	—	《必要書類》 ・ 変更登記申請書 ・ 住所変更証明書類 ・ 印鑑
2. 商業登記	△※ ¹	¥0※ ²	—	《必要書類》 ・ 会社変更登記申請書 ・ 住所変更証明書類 ・ 印鑑 等
3. 雇用保険受給資格者	○	¥0	すみやかに	《必要書類》 ・ 新住所を確認できる書類
4. 雇用保険適用事業所 求人事業所	○	¥0 (謄本代は 別途)	変更事由発 生から10日 以内	《必要書類》 ・ 雇用保険事業主事業所各種変更届 ・ 登記事項証明書 ・ 適用事業所台帳
5. 商工融資	○	¥0 (謄本代は 別途)	—	《必要書類》 金融機関による
6. 水道法関係許認可	○	¥0 (謄本代は 別途)	すみやかに	《必要書類》 ・ 簡易専用水道変更届 ・ 専用水道記載事項変更届
7. 株式上場事業所	○	¥0	すみやかに	各証券取引所のシステム上等で住 所変更手続きが必要

※¹町名変更に伴う住所変更があった場合、変更登記があったとみなされるため、基本的に手続きは不要だが、記載内容自体は自動的に変更されないため、記載の変更を確実にするためには手続要。

※²神田冠称実施に伴う登記の場合、区の発行する町名変更実施証明書の提示で登録免許税が免除になる。